

○ 佐賀県市町村職員共済組合組合会会議規則施行規程

（昭和37年12月21日）  
（佐共規程第1号）

改正 昭和40年 3月 3日規程第24号

（出席簿）

**第1条** 組合会会議規則第1条に規定する議長に対する議員の参集通告の方法については、議場に備え付の別紙様式第1号による出席簿に押印して行うものとする。

（委任状）

**第2条** 佐賀県市町村職員共済組法定款第21条第2項の規定による書面（以下「委任状」という。）は、別紙様式第2号によるものとする。

**附 則**

この規程は、昭和37年12月21日から施行する。

**附 則**（昭和40年3月3日規程第24号抄）

この規程は、昭和40年3月3日から施行し、昭和39年10月9日から適用する。

別紙様式第1号

出席簿

組合会年月日 議員氏名	第 回	第 回	第 回
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

別紙様式第2号（昭和40規程24・全部改正）

## 委 任 状

代 理 人 の 氏 名

私は、地方公務員等共済組合法施行令第13条の規定並びに佐賀県市町村職員共済組法定款第21条の規定等に基づき、上記の者を代理人として下記の権限を委任します。

### 記

公告第 号により昭和 年 月 日に招集された佐賀県市町村職員共済組合  
第 回組合会における議決権又は選挙権を行なうこと。

昭和 年 月 日

委任する議員の氏名

印

（注） 代理人の氏名は、必ず、委任する議員において記入すること。